

花巻市市民参画・協働推進委員会規則

平成 20 年 3 月 28 日規則第 18 号
改正

平成 21 年 3 月 31 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、花巻市まちづくり基本条例（平成 20 年花巻市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき設置する花巻市市民参画・協働推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。

- (1) 市政への参画方法の研究や改善に関する事項
- (2) 市民参画と協働の推進に関する事項
- (3) 市民参画の評価に関する事項
- (4) 条例の見直しに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、政策推進部市民協働・男女参画推進課において処理する。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。